証券コード　3692

平成28年６月13日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
株　式　会　社　Ｆ　Ｆ　Ｒ　Ｉ
代表取締役社長　鵜　飼　裕　司

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
エビススバルビル「EVENT SPACE EBiS303」
カンファレンススペースＡＢＣ（５階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第９期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ffri.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、弱さもみられるが緩やかな回復基調が続いております。個人消費については横ばいとなっているものの、企業の設備投資は持ち直しの動きがみられております。サイバー・セキュリティ業界においては、2015年に発生した日本年金機構に対するサイバー攻撃が大きな問題となった他、最近においてはシステム内のデータを暗号化し、その復号をするにあたって金銭を要求するランサムウェアが流行しており、サイバー脅威及びセキュリティ対策の必要性が高まっております。しかしながら急速に拡大するサイバー脅威に対して現状は当社のように感染前に防御できるソリューションを提供するセキュリティベンダーはほとんどなく、感染後の早期対応を目的とするソリューションが中心となってしまっており、情報漏えい被害等は拡大している状況です。また、個人ユーザーにおいては前述のようなソリューションすらも当社製品以外にはほとんどなく、ランサムウェアやオンラインバンキングの不正送金ウイルスといった未知の脅威に無防備な状況となっております。

このような環境の中、当事業年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

セキュリティ・プロダクトにおきましては、法人向けでは最近のサイバー脅威拡大を背景に主力製品である「FFR yarai」の販売が拡大しました。販売先の状況としましては、これまでは日本の企業・官公庁の内、トップレイヤーの組織を中心に当社製品の導入が進んでおりました。これら大企業・官公庁にはセキュリティの専門知識を持つ担当者がおり、当社製品の検討・導入がスムーズに進んできましたが、当事業年度においては標的型攻撃対策を実施するユーザーはこれまでの大企業・官公庁に加えて中堅企業に広がってきております。これにより当社においては商談案件が増加する一方で、中堅企業にはセキュリティ担当者が少なかったり、いなかったりするケースがあることから、当社製品の導入検討の期間が長期化する傾向が出てきました。

これらの影響により売上計上時期が後ずれするケースが生じ、当初見込んでいた売上計画に一部影響を及ぼしました。この課題に対して、当事業年度におきましてはユーザーの負担となっている導入後の運用を軽減するため、販売パートナーと連携して月額課金型のマネージドサービスの提供を開始しました。これによりユーザーは自社にセキュリティの専門知識を持つ人員を確保することなく運用にかかる負荷を外部に委託することが可能となります。また、複数の大手企業との間でかねてより進めてきたアライアンス施策について、当事業年度中のサービス開始を見込んでいたものが凍結となった結果、期初計画を下回ることとなりました。個人向けにおきましては、オンラインバンキングの不正送金ウイルスやランサムウェアといった従来型のセキュリティソフトでは防ぐことが難しい新しいサイバー脅威が増加する中、これらのサイバー脅威に効果的に作用するPC向け「FFRI プロアクティブ セキュリティ」を発売しました。個人向けの製品を拡販していくにあたり、当事業年度においては最初に当社及び製品の知名度向上に主眼を置いた広告宣伝活動を行いました。また、Androidモバイル端末向け「FFRI 安心アプリチェッカー」の販売は順調に進捗しました。このほか、かねてより提携関係のある大手企業との間で個人向け新製品に関する案件の交渉を進めてまいりました。こちらについて当事業年度の契約締結を見込んでおりましたが、契約交渉の過程において販売戦略等の検討が長引いたことから、次期以降の見通しとなりました。これにより当事業年度の売上・利益は大きく期初計画を下回ることとなりました。

この結果、当事業年度におけるセキュリティ・プロダクトの売上高は733,341千円（前事業年度比21.3%増）となりました。

セキュリティ・サービスにおきましては、ユーザーにおけるセキュリティ課題を解決するコンサルティングや受託の研究開発を中心に実施してまいりました。この結果、当事業年度におけるセキュリティ・サービスの売上高は215,496千円（前事業年度比20.8%減）となりました。

また、当社は業容拡大に伴い当事業年度において技術部門の人員を中心に採用を行った結果、前事業年度末に比べて10名増加し、62名となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高948,838千円（前事業年度比8.2%増）、営業損失343,837千円（前事業年度は営業利益256,248千円）、経常損失343,371千円（前事業年度は経常利益241,767千円）、当期純損失341,990千円（前事業年度は当期純利益171,451千円）となりました。

なお、現在において当社の事業の対象は企業や官公庁を中心としており、多くの顧客の年度末である12月から３月にかけてセキュリティ・プロダクト

及びセキュリティ・サービスの出荷又は検収が集中します。このため、当社の法人向けの売上は12月から３月にかけて集中する傾向があります。

② 設備投資の状況

当社では、情報セキュリティに対する新たな脅威に対応するため、開発環境の整備を中心とした設備投資を実施しております。当事業年度における設備投資額は46,463千円であり、その主な内容は、販売用ソフトウェアの開発等として31,103千円、自社利用ソフトウェアの購入等として11,762千円、パソコン及びサーバー等の開発機器の購入等3,597千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

（２）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第６期 (平成25年３月期)	第７期 (平成26年３月期)	第８期 (平成27年３月期)	第９期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売上高（千円）	541,777	660,250	876,610	948,838
経常利益又は経常損失（△）（千円）	100,098	172,062	241,767	△343,371
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	63,430	115,914	171,451	△341,990
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	9.31	17.01	23.87	△44.14
総資産（千円）	580,121	922,207	1,452,146	1,079,853
純資産（千円）	352,829	468,744	893,522	578,258
１株当たり純資産（円）	51.76	68.77	117.95	73.90

（注）当社は、平成26年６月11日付けで普通株式１株につき300株の割合及び平成26年12月６日付けで普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。

（３）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（４）対処すべき課題

（研究開発）

IT技術が日々進歩する中、同時にコンピュータ・システムに対する新しい脅威が発生しております。また、サイバー・セキュリティ市場においては、情報漏洩等の被害発生が市場ニーズの発生契機となるケースが多数あります。当社では、このような後手の対応ではなく、被害発生前に予防することができる製品・サービスの提供が重要な課題であると考えており、すでに市場ニーズの存在する製品・サービスを開発するニーズ型の研究開発と併せて、市場ニーズを予測し、掘り起こすシーズ型の研究開発を行っております。今後においても、セキュリティ技術は常に進歩していることから、当社は最新技術の獲得のための研究開発の強化に取り組んでまいります。

（人材育成）

当社が今後成長するにあたり、優秀な技術者を中心とした人材の確保と育成は重要な課題となっております。当社は従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、技術者を育成することにより全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

（セキュリティリテラシー）

当社製品・サービスの拡販には、ユーザーがコンピュータ・システムを取り巻く脅威の内容及びそれに対するセキュリティ対策の必要性を正しく理解していただくことが重要であると考えています。当社は、通常の営業活動のほか、世間に広く流通する製品等の脆弱性や、その対策などの研究成果の一部をカンファレンスや新聞・雑誌・WEB媒体などを通じて広く情報提供することにより、ユーザーに脅威を周知し、それらに応じた適切な対策の導入を促す活動に取り組んでおります。

（ブランディング）

セキュリティ製品・サービスはその性質上、顧客において効果を実感する機会が多くないため、当社製品・サービスの拡販には、当社及び製品・サービスの性能に対する信頼性の確保が課題となっております。信頼性の確保には、導入事例の紹介や実際にマルウェアによる攻撃から当社製品がコンピュータ・システムを防御するデモンストレーションの実施、講演や各種媒体への広告宣伝等を通じて当社製品・サービスの有用性を訴求することが有効と考えております。また、カンファレンス等（Black Hat※1、RSA Conference※2、CanSecWest※3等）にて最新のセキュリティ技術を発表することで当社の技術力を示すなど、当社の認知度・信頼性向上のための活動強化に取り組んでおります。

（海外展開）

世界の情報セキュリティ市場における日本のシェアは約10%前後に過ぎず、多くを海外市場が占めております。また、コンピュータ・セキュリティは、その製品技術の内容は世界共通であることから、海外市場への製品供給のハードルは高くなく、海外市場への製品供給は、当社の成長戦略上、重要な事項となっております。

※1	Black Hat	世界各国の企業や政府、教育機関等からのリーダーが一堂に会し、最先端のセキュリティ情報を発表する世界最大規模の国際セキュリティカンファレンス。
2	RSA Conference	米国EMCのRSA部門がホスト役を務める情報セキュリティの総合カンファレンス。IT技術や標準規格、実装、法規格、政策、セキュリティ脅威など、あらゆる方面から情報セキュリティを扱う最先端のセキュリティ専門カンファレンス及び展示会。
3	CanSecWest	カナダdragostech.com inc.主催の国際セキュリティカンファレンス。日本ではPacSecという名前で開催されている。

（５）主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

サイバー・セキュリティの研究、セキュリティ製品の開発及び販売
コンサルティング及び研修

（６）主要な営業所（平成28年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本社事務所	東京都渋谷区

（７）使用人の状況（平成28年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62（１）名	10名増（１名増）	33.3歳	2.9年

（注）１．使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含め、人材会社からの派遣社員を含まない。)は、最近１年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。

２．当社の事業セグメントは、サイバー・セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

３．使用人が最近１年間において10名増加しましたのは、主として業容拡大に伴い主に営業部門及び研究開発部門の人員採用を行ったことによるものです。

（８）主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

（９）その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成28年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　24,000,000株

（２）発行済株式の総数　　7,825,200株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は249,600株増加しております。

（３）株主数　　11,029名

（４）大株主

株主名	持株数	持株比率
鵜飼　裕司	1,942,000株	24.81%
金居　良治	1,626,000	20.77
エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社	480,000	6.13
田中　重樹	172,800	2.20
下吹越　一孝	120,000	1.53
村上　純一	95,600	1.22
石山　智祥	57,000	0.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	53,300	0.68
永田　哲也	52,400	0.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	49,900	0.63

（注）自己株式は保有しておりません。

３．新株予約権等の状況

（１）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		平成21年６月25日
新株予約権の数		80個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　96,000株 （新株予約権１個につき1,200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり120,000円 （１株当たり　100円）
権利行使期間		平成24年２月11日から 平成28年６月30日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　36個 目的となる株式数　43,200株 保有者数　１名
	社外取締役	－
	監査役	－

（注）１．新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員、顧問又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。

２．新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

３．新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

（１）取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鵜飼　裕司	
取締役	金居　良治	最高技術責任者
取締役	田中　重樹	最高財務責任者、経営管理本部長
取締役	高橋　郁夫	駒澤綜合法律事務所　所長弁護士 株式会社ITリサーチ・アート 代表取締役
常勤監査役	近藤　正二	
監査役	下吹越　一孝	ペンデル税理士法人　代表社員 株式会社ペンデル経営研究所 代表取締役 株式会社保険活用研究所 代表取締役 有限会社エーエムアール 代表取締役 株式会社Ｐ＆Ｋデンタルオフィス・サポート　代表取締役 株式会社ＪＰコンサルタンツ・グループ　代表取締役
監査役	杉山　由高	

（注）１．取締役の高橋郁夫氏は、社外取締役であります。
２．監査役の近藤正二氏、下吹越一孝氏及び杉山由高氏は、社外監査役であります。
３．監査役下吹越一孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役高橋郁夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（２）取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1）	66,900千円 (3,600)
監査役 （うち社外監査役）	3 （3）	14,400 (14,400)
合計 （うち社外役員）	7 （4）	81,300 (18,000)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役及び監査役の報酬限度額は、平成26年６月11日開催の第７回定時株主総会において、取締役は年額１億５千万円以内、監査役は年額３千万円以内と決議いただいております。

（３）社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役高橋郁夫氏は駒澤綜合法律事務所所長弁護士、株式会社ITリサーチ・アート代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役下吹越一孝氏はペンデル税理士法人代表社員、株式会社ペンデル経営研究所代表取締役、株式会社保険活用研究所代表取締役、有限会社エーエムアール代表取締役、株式会社Ｐ＆Ｋデンタルオフィス・サポート代表取締役及び株式会社ＪＰコンサルタンツ・グループ代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 高橋郁夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者及び弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般及び法律面の観点から適宜発言を行っております。
監査役 近藤正二	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席いたしました。当社の事業分野に対する深い知識と経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のすべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。
監査役 下吹越一孝	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のすべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。
監査役 杉山由高	当事業年度に開催された取締役会14回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、当社の事業分野に対する深い知識と経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回のすべてに出席し、議案審議に必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である高橋郁夫氏及び社外監査役である下吹越一孝氏、杉山由高氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は１千万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

５．会計監査人の状況

（１）名称　　有限責任 あずさ監査法人

（２）報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、さらに過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意いたしました。

（３）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

（５）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

（１）業務の適正を確保するための体制

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役は、当社における企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守します。

ロ．内部監査において各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

ハ．取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告します。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程及び情報管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行います。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施します。

また、各部署において定期的なミーティングを実施し、業務の進捗やリスクの対策又は未然防止に関する報告及び検討を行い、必要に応じて取締役会に報告される体制をとっております。また、内部監査を実施し、リスク管理体制の評価を行うとともに、潜在的なリスクの発生状況を監査します。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

イ．当社は、取締役会を原則として毎月１回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、業務の進捗やリスクに関する事項について審議・評価を行います。

ロ．当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、中期経営計画・年度予算を策定し、その進捗状況を月次で取締役会に報告します。

ハ．当社は、意思決定事項についての決裁方法、決裁者を定めた職務権限規程及び、各組織の業務分掌を定めた組織職務分掌規程を策定し、業務執行の範囲及び責任を明確化します。

⑤　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ⅰ．当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、配置にあたっての具体的な内容について、監査役と協議し検討することとします。

ⅱ．監査役の職務を補助すべき使用人は、監査補助業務については、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、監査役の同意を得た上で行うこととします。

ⅲ．当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとします。

ロ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

ⅰ．取締役及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告する他、内部監査の監査結果を報告します。

ⅱ．取締役及び使用人は、法令、定款等に違反する恐れのある事実、当社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査役に直ちに報告します。

ⅲ．その他の事項に関して、監査役から報告を求められた場合は、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告します。

ⅳ．監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

ハ．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

ⅰ．当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

ⅱ．監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

ⅲ．当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

ニ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査部門及び監査法人は、必要に応じて相互に情報又は意見の交換を行うなど連携し、監査の実効性の向上を図ります。

⑥　その他

反社会的勢力排除のための体制

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　内部統制システム全般

当社は、取締役会の決議により内部統制システムの基本方針を決議しております。当社の内部統制システム全般につきましては、当該基本方針に基づき内部監査責任者がモニタリングし、整備・運用状況の改善に努めております。

②　コンプライアンス

当社は、当社における企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「コンプライアンス規程」を遵守しております。

③　リスク管理体制について

当社は、リスク管理について必要事項を定めたリスク管理規程を整備し、リスク管理体制の構築・運用を行っております。また、当社を取り巻く環境の変化を考慮し、リスク管理体制及び運用は適宜見直しを行い、取り組んでおります。

④　取締役の職務執行について

当社は、毎月１回取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催しており、法的決議事項及び経営方針等の経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督しております。

⑤　監査役の職務執行について

監査役３名全員が取締役会へ出席するほか常勤監査役がその他の重要な会議へ出席し報告を受ける体制が整えられております。また、監査役に報告したことを理由とした、不利な取扱いを受けることのないよう監査役は十分な配慮を持った対応を行い、情報収集に努めております。監査役がその職務を執行するにあたっての必要な予算は、年初に予算が確保されており、臨時支出等で予算を超過する場合についても、追加計上による承認を得る体制が整えられています。また、監査役は会計監査人や内部監査部門との情報交換を行い監査の実効性確保に努めております。

７．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**951,418**	**流動負債**	**381,820**
現金及び預金	692,054	買掛金	1,345
売掛金	168,558	未払金	49,554
製品	963	未払費用	4,077
前払費用	15,239	未払法人税等	965
繰延税金資産	11,131	預り金	5,633
未収還付法人税等	35,570	前受収益	320,244
その他	27,901	**固定負債**	**119,774**
固定資産	**128,435**	繰延税金負債	2,017
有形固定資産	**18,321**	資産除去債務	9,257
建物	15,841	長期前受収益	108,499
工具、器具及び備品	2,480	**負債合計**	**501,594**
無形固定資産	**75,928**	（純資産の部）	
商標権	265	**株主資本**	**578,258**
ソフトウエア	68,707	**資本金**	**265,826**
ソフトウエア仮勘定	6,955	**資本剰余金**	**240,826**
投資その他の資産	**34,185**	資本準備金	240,826
投資有価証券	300	**利益剰余金**	**71,605**
長期前払費用	206	その他利益剰余金	71,605
差入保証金	33,678	繰越利益剰余金	71,605
		純資産合計	**578,258**
資産合計	**1,079,853**	**負債純資産合計**	**1,079,853**

損　益　計　算　書

（自平成27年４月１日
至平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**948,838**
売上原価		**156,888**
売上総利益		**791,949**
販売費及び一般管理費		**1,135,786**
営業損失		**343,837**
営業外収益		
受取利息	199	
受取手数料	258	
その他	7	465
経常損失		**343,371**
税引前当期純損失		**343,371**
法人税、住民税及び事業税	530	
法人税等調整額	△1,910	△1,380
当期純損失		**341,990**

株主資本等変動計算書

（自平成27年４月１日 至平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	252,463	227,463	227,463	413,595	413,595	893,522	893,522
当期変動額							
新株の発行	13,363	13,363	13,363	－	－	26,726	26,726
当期純損失(△)	－	－	－	△341,990	△341,990	△341,990	△341,990
当期変動額合計	13,363	13,363	13,363	△341,990	△341,990	△315,264	△315,264
当期末残高	265,826	240,826	240,826	71,605	71,605	578,258	578,258

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

・製品、仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

（２）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　８年～15年
工具、器具及び備品　５年～６年

②無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウエア　見込販売期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

・自社利用のソフトウエア　社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・商標権　　定額法によっております。

（３）引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末における計上額はありません。

（４）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　15,545千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,575,600株	249,600株	－株	7,825,200株

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による新株の発行249,600株であります。

（２）当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

（３）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（４）当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	株式の種類	株式の数
第１回新株予約権 平成22年２月10日発行	普通株式	250,800株
第２回新株予約権 平成23年７月１日発行	普通株式	34,800株
第３回新株予約権 平成25年６月27日発行	普通株式	90,000株
合　　計		375,600株

４．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備投資は、計画に照らして原則として自己資金にてまかなうこととしており、不足が生じる場合は、主に銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は非上場株式であり、流動性が乏しいことに加え、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが１か月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部門及び経営管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、経営管理部門が定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

ⅱ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	692,054	692,054	－
②売掛金	168,558	168,558	－
③未収還付法人税等	35,570	35,570	－
資産計	896,183	896,183	－
①買掛金	1,345	1,345	－
②未払金	49,554	49,554	－
③未払費用	4,077	4,077	－
④未払法人税等	965	965	－
⑤預り金	5,633	5,633	－
負債計	61,576	61,576	－

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

①現金及び預金、②売掛金、並びに③未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

①買掛金、②未払金、③未払費用、④未払法人税等、並びに⑤預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式（※１）	300
差入保証金（※２）	33,678

（※１）非上場株式については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（※２）賃貸借物件に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	692,054	－	－	－
売掛金	168,558	－	－	－

５．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	216千円
一括償却資産	779千円
減価償却超過額	2,682千円
資産除去債務	2,856千円
繰越欠損金	113,302千円
繰延税金資産小計	119,837千円
評価性引当額	△108,706千円
繰延税金資産合計	11,131千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,017千円
繰延税金負債合計	△2,017千円
繰延税金資産の純額	9,113千円

（２）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

（３）法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06％から平成28年４月１日以後に開始する事業年度及び平成29年４月１日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86％に、平成30年４月１日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、30.62％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は652千円減少し、法人税等調整額が652千円増加しております。

６．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たりの純資産額　73円90銭

（２）１株当たりの当期純損失　44円14銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．その他の注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月19日

株式会社ＦＦＲＩ

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　斎　藤　　昇　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　瀬　　弘　典　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＦＦＲＩの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月20日

株式会社ＦＦＲＩ　監査役会

常勤監査役　近藤　正二　㊞

監査役　下吹越　一孝　㊞

監査役　杉山　由高　㊞

（注）常勤監査役近藤正二、監査役下吹越一孝及び杉山由高は、会社法第2条第16号及び第335条3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第1章　総則	第1章　総則
第1条～第4条　（記載省略）	第1条～第4条　（現行どおり）
第2章　株式	第2章　株式
第5条～第11条　（記載省略）	第5条～第11条　（現行どおり）
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第12条～第17条　（記載省略）	第12条～第17条　（現行どおり）
第4章　取締役及び取締役会	第4章　取締役及び取締役会
第18条　（記載省略）	第18条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は6名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。 ②　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　取締役の選任については、累積投票によらない。	（取締役の選任） 第20条　当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ②　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　取締役の選任については、累積投票によらない。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　増員により又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③　補欠として選任された監査等委員の任期は、他の監査等委員の任期の満了する時までとする。 ④　会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条～第23条　（記載省略）	（代表取締役及び役付取締役） 第22条～第23条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。
（取締役会の決議方法） 第25条　（記載省略）	（取締役会の決議方法） 第25条　（現行どおり）
（取締役会決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
（取締役会規程） 第28条　（記載省略）	（取締役会規程） 第29条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任免除） 第30条　（記載省略）	（取締役の責任免除） 第31条　（現行どおり）
第5章　監査役及び監査役会	第5章　監査等委員会
（監査役及び監査役会の設置） 第31条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	（監査等委員会の設置） 第32条　当会社は監査等委員会を置く。
（監査役の員数） 第32条　当会社の監査役は4名以内とする。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の選任） 第33条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第34条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第35条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の決議の方法） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議の方法） 第34条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
（監査役会規程） 第39条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、責任限定契約をもって、同法第423条第１項に関する監査役の責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（削　除）
第6章　会計監査人	第6章　会計監査人
第42条～第44条　（記載省略）	第37条～第39条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章　計算	第7章　計算
第46条～第49条　（記載省略）	第41条～第44条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） ①　当会社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　第9回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する株式の数
1	鵜飼裕司（昭和48年２月17日生）	平成12年４月　イーストマンコダックジャパン株式会社　入社 平成15年３月　eEye Digital Securit社(現beyond trust社）入社 平成19年７月　当社設立　取締役副社長最高技術責任者 平成21年３月　代表取締役社長(現任)	1,942,000株
2	金居良治（昭和50年１月17日生）	平成16年10月　eEye Digital Securit社(現beyond trust社）入社 平成19年７月　当社設立　取締役技術担当 平成21年３月　取締役最高技術責任者 平成25年４月　取締役営業本部長 平成26年４月　取締役最高技術責任者（現任） 平成27年４月　技術本部長	1,626,000株
3	田中重樹（昭和43年１月13日生）	平成16年10月　バリオセキュア・ネットワークス株式会社（現　バリオセキュア株式会社）入社 平成20年12月　当社入社　管理部長 平成21年４月　経営管理本部長（現任） 財務経理部長 平成21年６月　取締役最高財務責任者(現任)	172,800株

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する株式の数
1	※ 下吹越　一孝 (昭和30年10月４日生)	昭和54年10月　監査法人朝日会計社（現　有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和60年７月　日本経営計画株式会社入社 平成４年９月　下吹越会計事務所設立　代表 株式会社ペンデル経営研究所設立　代表取締役（現任） 平成６年９月　株式会社保険活用研究所設立　代表取締役（現任） 平成18年10月　有限会社エーエムアール　代表取締役（現任） 平成19年１月　ペンデル税理士法人設立　代表社員（現任） 平成21年６月　当社監査役（現任） 平成22年８月　株式会社Ｐ＆Ｋデンタルオフィス・サポート　代表取締役（現任） 平成27年８月　株式会社ＪＰコンサルタンツ・グループ　代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ペンデル経営研究所　代表取締役 株式会社保険活用研究所　代表取締役 有限会社エーエムアール　代表取締役 ペンデル税理士法人　代表社員 株式会社Ｐ＆Ｋデンタルオフィス・サポート 代表取締役 株式会社ＪＰコンサルタンツ・グループ　代表取締役	120,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）		所有する株式の数
2	※ 高橋　郁夫 (昭和36年３月16日生)	平成５年10月 平成19年10月 平成25年６月 平成26年６月	高橋郁夫法律事務所(現　駒澤綜合法律事務所）設立　所長弁護士（現任） 株式会社ITリサーチ・アート設立 代表取締役（現任） 当社監査役 当社取締役（現任）	ー株
		（重要な兼職の状況） 駒澤綜合法律事務所所長弁護士 株式会社ITリサーチ・アート代表取締役		
3	※ 松本　勉 (昭和33年10月20日生)	昭和61年４月 平成元年11月 平成７年９月 平成13年４月 平成17年８月 平成18年４月 平成25年４月 平成25年12月	横浜国立大学工学部電子情報工学科　講師 横浜国立大学工学部電子情報工学科 助教授 通信・放送機構（現　国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT））情報通信セキュリティ技術に関する研究開発プロジェクトサブリーダー 横浜国立大学大学院　環境情報研究院　人工環境と情報部門　教授 独立行政法人産業技術総合研究所　情報セキュリティ研究センター　研究顧問 横浜国立大学大学院　環境情報研究院　社会環境と情報部門　教授（現任） 横浜国立大学理工学部　情報工学教育プログラム代表（現任） 横浜国立大学　先端科学高等研究院　教授兼任　情報・物理セキュリティ研究ユニット主任研究者（現任）	ー株

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
　　２．下吹越一孝氏、高橋郁夫氏及び松本勉氏は社外取締役候補者であります。

３．当社は、下吹越一孝氏及び高橋郁夫氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、下吹越一孝氏及び高橋郁夫氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、松本勉氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

４．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

５．社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について

（１）下吹越一孝氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士として高い専門性を持つほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当該知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことができるものと判断したためであります。

（２）高橋郁夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当該知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことができるものと判断したためであります。

（３）松本勉氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年情報工学の研究に取り組んでおり、幅広い見識と豊富な経験を有しているため、当該知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことができるものと判断したためであります。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由から、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

６．下吹越一孝氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、同氏の在任期間は本総会終結の時もって７年となります。高橋郁夫氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。また、同氏は過去に当社の社外監査役であり、その在任期間は１年であります。

７．当社は、高橋郁夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、下吹越一孝氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）		所有する 株式の数
森　達哉 (昭和48年６月９日生)	平成11年４月	日本電信電話株式会社入社	－株
	平成14年９月	早稲田大学大学院理工学研究科 情報科学専攻博士課程入学	
	平成17年３月	早稲田大学大学院理工学研究科　情報科学専攻博士課程修了（博士・情報科学）	
	平成22年10月	日本電信電話株式会社　サービスインテグレーション基盤研究所　主任研究員	
	平成25年４月	早稲田大学　基幹理工学部 准教授（現任）	
	平成25年４月	電子情報通信学会　インターネットアーキテクチャ研究会　専門委員（現任）	
	平成26年４月	電子情報通信学会　情報通信システム・セキュリティ研究　専門委員（現任）	
	平成28年４月	情報処理学会　コンピューターセキュリティ研究会　運営委員（現任）	
	平成28年４月	電子情報通信学会　情報セキュリティ研究会　研究専門委員（現任）	
	平成28年４月	マルウェア対策人材育成ワークショップ(MWS 2016)　プログラム委員長（現任）	

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
２．森達哉氏は補欠の社外取締役候補者であります。

３．森達哉氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は情報セキュリティの研究者として高い専門性を持つほか、幅広い見識と豊富な経験を有しており、当該知識・経験等を当社の経営に活かしていただくことができるものと判断したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
４．森達哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年６月11日開催の第７回定時株主総会において年額１億５千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額１億５千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は３名となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額３千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

エビススバルビル「EVENT SPACE EBiS303」カンファレンススペースＡＢＣ（５階）が会場です。

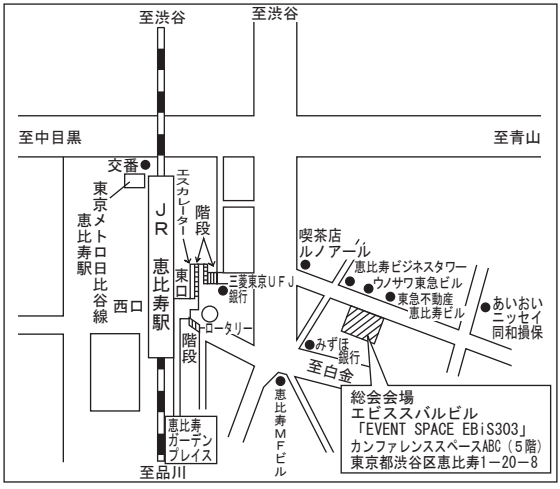

最寄駅

ＪＲ　恵比寿駅東口

東京メトロ日比谷線　恵比寿駅　　徒歩約5分